

## 徳島県企業管理規程第一号

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県企業局長 上 田 輝 明

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員給与規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

七 災害時支援業務等手当

第七条の四の次に次の一条を加える。

（災害時支援業務等手当）

**第七条の五** 災害時支援業務等手当は、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務又はこれらに相当する業務に従事したときに支給する。

2 災害時支援業務等手当の額は、業務に従事した日一日につき千八百円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第一項に掲げる業務の全部又は一部が次の各号に掲げる場合における災害時支援業務等手当の額は、当該各号に定める額を、前項に定める額（以下「基本額」という。）にそれぞれ加算した額とする。

一 日没時から日出時までの間に行われた場合 基本額の百分の五十に相当する額

二 企業局長が特に危険であると認める区域で行われた場合 基本額の百分の百に相当する額

第八条中「自動車運転作業手当」を「災害時支援業務等手当」に改める。

第八条の二第一項中「特殊自動車等運転作業手当及びダム管理責任業務手当」を「特殊自動車等運転作業手当、ダム管理責任業務手当及び災害時支援業務等手当」に、「様式第六号」を「様式第七号」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため第七条の五に掲げる業務に引き続き五日を下らない範囲内において企業局長が定める期間以上従事した場合の災害時支援業務等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該業務に引き続き従事した日一日につき基本額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において企業局長が定める額を加算した額とする。

様式第六号の次に次の一樣式を加える。

様式第7号 (第7条の5、第8条の2関係)

災 害 時 支 援 業 務 等 手 当 実 績 簿

所 属 長 確 認 欄	業 務 従 事 年 月 日	従 事 時 間			業 務 内 容	氏 名 従 事 者
		開 始 時 間	終 了 時 間	時 間 数		

## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県企業局企業職員給与規程の規定は、令和六年一月一日から適用する。